

議 案 第 6 5 号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条ただし書中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第 7 項（公的個人認証法第 2 2 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により」に、「「個人番号カード」を「「個人番号カード等」に改める。

第 1 6 条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用した印鑑登録証明の申請を可能とするため、本案を提出する。